

告 示

埼玉県告示第九百六十四号

平成二十五年埼玉県告示第四百六十七号（埼玉県の指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関について）の一部を次のように改正し、平成二十九年九月一日から施行する。

平成二十九年八月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

収納代理金融機関の表株式会社筑波銀行の項取扱事務の範囲の欄中「同右」を「マルチペイメントネットワーク収納サービスを利用した埼玉県の公金の収納事務」に改め、同表株式会社千葉銀行の項取扱事務の範囲の欄中「同右」を「埼玉県の公金の収納事務」に改める。